

一般名処方加算に関する掲示

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載する一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなるメリットがあります。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、「一般名処方加算 1、2」(10 点、8 点) の診療報酬点数を算定いたします。

また一般名処方により、院外の保険薬局にて先発品、後発品を患者さまが自由に選択いただけますが、令和 6 年 10 月より、患者さまが後発品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者さまが負担する仕組み(長期収載品の選定療養)が導入されています。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

2025 年 12 月 19 日

医療法人社団 東邦鎌谷病院